



クリントン大統領が本年6月30日に署名し成立した「連邦電子署名法」(Electronic Signatures in Global and National Commerce Act)が10月1日に施行された。

大統領は、213年前に憲法制定会議が開催された場所(ペンシルベニア州フィラデルフィア)で法案へ署名し、演説を行った。実際の署名は事前に万年筆とインクを使用した伝統的な方法で済ませたが、演説中にICカードを使用した電子署名の実演を行っている^(注)。

同法は、電子署名に書面による署名と同等の効力を付与することにより、従来指摘されていた法的な不確実性を排除し、電子商取引を推進するものである。現在主流となっている「公開鍵方式によるデジタル署名」のみを前提とせず、今後の技術の進展に対応できるようあらゆる電子的な手段による署名を対象としている。

同法は、全ての産業および消費者に恩恵をもたらすものであるが、契約の過程で契約書をはじめ書面のやりとりが必要なことからインターネットによる商品販売に制約のあった保険業界は、特にその法制化に熱心であった。

1. 法案成立の背景および経緯

大統領も署名時の演説で強調しているが、近

年、インターネットを通じた電子商取引の拡大には目を見張るものがある。

電子署名にかかる法制度の国際的な整備状況を見ると、96年に国連の国際商取引法委員会(UNCITRAL)が「電子商取引モデル法」を採択し、現在は、電子署名に関する統一規則の草案を策定し検討している。

欧州においては、イタリア(97年3月)、ドイツ(97年7月)が電子署名に関する法律を制定していたが、EUが本年1月に「電子署名指令」を採択し、加盟国に2001年7月19日までに国内法として施行することを求めている。英国は、本年5月に、当該指令を「電子通信法」として国内法化した。

アジアにおいては、マレーシア(97年6月)、シンガポール(98年7月)、韓国(98年12月)が既に法整備をなしており、対応の遅れが指摘されていた日本も、99年2月から7月まで開催された「電子商取引の環境整備に関する勉強会」(通産省が設置)での議論等を踏まえ、「電子署名及び認証業務に関する法律」を本年5月24日に成立させ、2001年4月1日に施行する予定となっている。

米国においては、ユタ州が95年5月に世界初の電子署名にかかる法制度として「デジタル署

名法」を制定しているのははじめイリノイ州（「電子商取引安全法」98年8月）、カリフォルニア州（「電子署名規則」98年6月）等、6割を超える州において電子署名または電子商取引に関する法制度が整備されている。

また、各州の法律の統一を促進するために1892年に創設された統一州法委員全国会議（National Conference of Commissioners on Uniform State Laws：NCCUSL）が、99年7月に、電子取引等に関する規定を含む「統一電子取引法」（UETA）を採択し州レベルでの法制度整備の動きを促進している。

ただし、州法によって電子署名の適法性が認められている州以外では、適法性が厳密には確保されておらず、法制化の行われた州においてもその内容については、かなりのばらつきが見られたため、連邦レベルで電子署名の統一的な取扱いを定める法律の策定を求める動きがあった。

こうした中、99年3月25日、上下両院に同一内容の「連邦電子署名法案」が提出された。上院は、同年11月19日、同法案（S.761）を可決し、下院へ送付した。

下院は、同法案を修正したが、3月29日に上院が下院の修正案を否決したため、5月18日に両院協議会が開催され、最終調整がなされた。両院の合意が得られた最終法案は、6月14日、下院において426対4の賛成多数で可決、6月16日、上院においては満場一致（87対0）で可決された。

2. 法案の概要

署名時に大統領報道官事務局から発せられたプレスリリースは、同法案の内容を以下の視座から説明している。

- ① 電子商取引にかかる法的な障害の除去
- ② 消費者への選択肢の提供および従来同様の消

費者保護の確保

- ③ 消費者保護および法律の施行
それぞれの要旨は以下のとおり。

① 電子商取引にかかる法的な障害の除去

単に電子的な形式であるとの理由のみで契約、署名または記録の法的な有効性を否定することを禁止し、また、ほとんどの場合について特定の技術的方法の限定使用を求めることを容認しない。さらに、関係者が事後的に参照できるよう、保管および正確な再生が可能な場合についてのみ電子的な契約および記録を法的に有効とみなす旨規定している。

② 消費者への選択肢の提供および従来同様の消費者保護の確保

書面を要求することの禁止を除き、同法は既存の法律・規則に影響を与えないことを明示し、通知、情報開示の内容および時期、不正・詐欺の防止等を規定した既存の消費者保護政策は存続させる。また、消費者等に電子的な記録、署名もしくは契約の使用もしくは受容を強要しない旨、電子的な通知、記録または契約の使用について消費者の同意を要求する旨規定している。同意に先立っては、権利内容が通知され、会社は、提供される情報に全ての消費者が電子的にアクセスすることが可能なことを立証しなければならない。

③ 納税者保護および法律の施行

同法は、政府機関がほとんどの記録を電子的に保持することを容認しているが、法令遵守方法の規定、納税者保護、政府機関の使命達成が保証されるよう、政府は、正確性、統合性、電子的に保持される記録へのアクセスに関する適切な仕様標準を設定するよう求められている。

プレスリリースの最後には、電子商取引が米国のビジネス、消費者ならびに経済に与えた影響および同法がもたらす好影響が以下のとおり述べられている。

- ・ 商務省によれば、情報技術産業（IT）は95年以降の米国経済成長の30%に寄与している。
- ・ エコノミストは、73年の1.4%から95年の2.8%へと米国の生産性が向上した要因の半分以上がITによるものと見ている。
- ・ ここ数年の企業による投資の3分の2以上がIT関連である。
- ・ IT革命の潜在的な恩恵は、米国経済の全てのセグメントにおける生産性の向上にも広がっている。

現在のところは、法的な不確実性という障害があるが、同法により我々は電子商取引の恩恵を十分に受けることができるようになる。

- ・ 企業は、数百万ドルの商品の売買契約をオンラインで締結できるようになる。
- ・ かつて巨大な倉庫を一杯にした取引記録の保管をパソコン1台に収めることができる。
- ・ 消費者は、保険の加入、借入れ、証券取引口座の開設を書類のやり取りで数日間を費やすことなく、オンラインでできる選択肢を得ることになる。

3. 保険業界の評価

保険について見ると、同法が施行されるまでは、電子的な手段による申し込みに基づく保険契約が適法かどうかについては、非伝統的な署名の使用を規定した制定法が少ないことから、疑問が残る状況であった。

ただし、契約法の一般原則から判断すると非伝統的な手法による署名の使用も有効であるとの解釈も可能だったようである。

ある法学者は、「署名の伝統的な形式は署名者の名前を手書きによりインクで記したものである。しかし、イニシャル、拇印、任意の記号による署名も署名とみなすことが可能であるし、鉛筆、タイプ、印刷、ゴム印、紙に押しつけられた型でも良い」と判断している。

保険に関わる判例としては、アイオワ州の控訴裁判所が、90年に、「問うべき問題は、紙の上にどのように名前が書かれたかではなく、書類に名前の添付される人物の意図であり、単に、手書きではなくコンピュータにより作成されたという理由だけでは、法的に無効とは認められない」との判断を示している。

当判例は、募集人の署名にかかる判断であるが、その判断は、契約者の署名についても同様に適用されるものと解釈されていた。

以上が同法成立までの状況である。

保険業界は、同法をどのように見ているのであろう。米国生命保険協会（the American Council of Life Insurers：ACLI）の対応を見てみたい。

ACLIは、同法案に関連し、両院協議会による上下両院の法案統一の直後（6月9日）上院での満場一致の可決（6月16日）および大統領による法案への署名（6月30日）の計3回プレスリリースを発して歓迎の意を表明している。

ACLIのキャンベルCEOは、「今までは、生命保険を初めとする我々の商品の多くが、オンラインでは加入できなかったが、同法により必要な保障に加入する選択肢が増えることにな

る。多くの人々が、インターネットで情報を収集し、取引することを望んでいる現状において、インターネットを通じて保険に加入した契約者がエージェントや郵便を通じて加入した場合と同等の権利と保護を享受できるようになる」と述べている。

また、6月30日付のプレスリリースは、保険会社にとって重要な点として、以下の点を挙げている。

①技術的中立性

電子署名について特定の技術・方法の適用または非適用を定めていないので、保険会社は、音声記録を含むあらゆる方法の電子署名を使用できる。

②レベルプレイングフィールド

保険業への適用が明示的に規定されており、現在、保険会社に電子商取引を行うことを禁止している州法、規則に対しては、同法が優先されることになる。加えて、記録保持についての規定が金融サービスの全てのセグメントについて2001年3月1日より適用になることになっている。

③全面的な優先

同法は、遺言等一部の例外を除き自筆による署名を求める連邦法・州法に対し優先するため、将来新たに制限的な規制等が導入される可能性が排除された。

④電子的記録の承認

電子的手段による署名・契約に加え電子的な記録も法的に承認されたため、通知や情報開示等同様の書類のやりとりが多い金融サービス業者にとってメリットが大きい。

⑤既存の消費者保護の保全

現存する消費者保護規定はそのまま有効であるので、オンラインの世界でもオフラインの世界と同様の保護が保障される。このことは、イ

ンターネットで保険取引を行おうとする消費者の信頼感を高めることになる。

⑥監督権限の制限

同法は限定的な範囲においてのみ、連邦または州の規制当局に電子的記録保持に関する解釈的な規則の発行を認めている。

4. おわりに

通常の商取引と異なり物流を伴わないことから、インターネットの真髄は金融取引にあると言われているが、保険業界においては、法的な制約あるいは不確実性から、書面による契約、その他書類のやりとりが必要とされ、消費者が必ずしも十分な恩恵が得られていなかった。

例えば、インターネットで申し込みをしても、書類のやり取りで契約締結までに何ヶ月もかかるといった声も聞かれたが、今後は、オンラインで迅速な契約の締結が可能となろう。

保険会社にとっても、「人と紙の産業」から「紙」がなくなる方向に向かうのであるから、潜在的なコストの削減効果はかなり大きいものと考えられる。

このように評価の高い「電子署名法」が実際に保険業界に対し、どのようなインパクトをもたらすか、注意深く見守りたい。

(注) 演説の様子は、音声付映像で見ることが出来る。
(<http://www.whitehouse.gov/media/ra/commerce20000630.ra>)